

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本方針は、企業価値の継続的な向上を実現するために、効率的かつ公正で透明性の高い経営及び経営監視機能の強化を目指すとともに、法令遵守の徹底及び迅速かつ正確な適時開示により、株主、顧客、社会、従業員等のステークホルダー各々から信頼される会社となることであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

当社の株主における機関投資家及び海外投資家の比率は相対的に低く、また議決権行使も高い比率にある現状から、議決権電子行使プラットフォームを利用せず、現状通り運用していく方針です。

また、当社の海外投資家の比率は相対的に低いことから、費用対効果の面から招集通知の英訳を行っておりません。

今後、機関投資家や外国人株主の比率の動向を踏まえつつ、対応を進めていく所存です。

【補充原則2-4-1 中核人材の多様性】

当社は、多様性の確保と人材の育成が中長期的な企業価値向上に繋がる重要課題と認識し、一人一人の違いを認め合い、協力して豊かな創造性を生むことのできる企業風土の構築を推進することで、中核人材の多様性の確保に取り組んでおります。

具体的には、年齢、国籍、性別等区別することなく、意欲と能力のある従業員が平等に管理職登用への機会が得られる人事制度を整備しております。

そのため、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等について、具体的な目標値は設けておりませんが、企業規模の拡大に応じて今後検討してまいります。

また、目に見える多様性を尊重しつつ、個人という観点から誇りを持って働くことのできる環境整備により一層努めてまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示】

当社の株主構成における海外投資家比率は相対的に低く、現状では英文ウェブサイトにて適時開示資料を中心とした英語での情報開示・提供は、費用対効果の面からしていません。今後、海外投資家が相当数を超えるなどの状況に応じて対応を考えてまいります。

【補充原則4-1-3 後継者計画の策定】

当社では、最高経営責任者等の後継者の育成は重要な経営課題のひとつとして認識しておりますが、現時点におきまして、その育成に関する具体的な計画を有しておりません。最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用につきましては、取締役会が主体的に関与しながら、十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくことを念頭に置き、今後の課題としまして、協議を重ねてまいります。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬】

当社は、中長期的な業績に連動する報酬として、株式報酬制度を導入しております。持続的な成長に向けた取締役のインセンティブについては重要な経営課題であると認識しているため、今後も引き続き、現金報酬と自社株報酬との割合について総合的に検討してまいります。

また、役員報酬の決定において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得て活発な議論を行っているため、報酬委員会の設置は必要ないものと判断しております。しかしながら、より透明性の高いガバナンス体制を目指して本課題について継続検討をして参ります。

【補充原則4-3-2 CEOの選任】

当社では、現時点におきましては、選任に関する具体的な評価基準や選任要件は定めておりませんが、代表取締役の選任は会社における最も重要な戦略的意思決定であることを認識しており、十分な時間と資源をかけて、社外取締役の意見も踏まえ、法令・定款に基づき取締役会にて決議することとしております。

もっとも、今後は、その選任に関し、より客観性・適時性・透明性ある手続が確保されるよう、具体的な評価基準や選任要件を検討してまいります。

【補充原則4-3-3 CEOの解任】

当社では、現時点におきましては、解任に関する具体的な基準は定めておりませんが、代表取締役の解任は会社における最も重要な戦略的意思決定であることを認識しており、十分な時間と資源をかけて、社外取締役の意見も踏まえ、法令・定款に基づき取締役会にて決議することとしております。

もっとも、今後は、その解任に関し、より客観性・適時性・透明性ある手続が確保されるよう、具体的な基準を検討してまいります。

【補充原則4-10-1 独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置】

当社は、役付取締役・取締役の指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、取締役会等で活発に議論しており、公正かつ透明性の高い体制が整備されており、機能しております。従いまして、現段階では経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係わり独立した諮問委員会の設置までは必要は無いものと考えております。

もっとも、より透明性の高いガバナンス体制を目指して本課題について継続検討をして参ります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で

構成することに努めております。

しかしながら、ジェンダーや国際性の面における多様性という点では課題があると認識しております。女性及び外国国籍の取締役人材の登用にについては今後の情勢に合わせて検討してまいります。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は中期経営計画を公表しておりますが、自社の資本コストを考慮した、収益計画や資本政策の基本的な方針は開示しておりません。自社の資本コストの把握及び当該資本コストを考慮した収益計画や資本政策の基本的な方針につきましては、引き続き、検討を継続してまいります。なお、中期経営計画において、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況を記載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

政策保有株式は保有しておらず、今後も保有する予定はございません。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社と当社役員個人との直接取引及び当社と当社取締役が代表となっている他団体や他会社との取引など会社法に定める利益相反取引については、当社の関連当事者取引管理規程等において、事前に取締役会の決議を受けなければならない旨を定めております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用していないため、開示する内容はございません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念等や経営戦略、経営計画については、中期経営計画及び決算説明資料等で開示しています。

(<https://www.osaka-yuka.co.jp/ir/news/>)

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書1 - 1「基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続は以下のとおりとなっております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う取締役会長および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額300万円を上限に割り当てる。具体的な割当株式数の算定及び支給時期については、取締役会で決定するものとする。

4. 金銭報酬の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、在任年数を考慮して決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、上記の委任を受けた代表取締役社長は、社外取締役の意見を考慮して決定しなければならないことと定める。なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選任については、当社の事業および業務内容に関する豊富な経験と幅広い知識を有し、経営にかかる適切な意思決定、職務遂行能力等を有することを考慮し選任する方針としております。

当社における監査役の選任につきましては、会社の健全性と信頼を向上させる監査の実施のために必要な知識・能力・経験・適性を評価して監査役会の同意を得たうえで取締役会が指名しております。

取締役及び監査役の解任の方針と手続は、その機能を十分に発揮していないと認められる場合、またはコンプライアンス違反等も含め選任基準に定める資質が認められないことが判明した場合においては、適時に取締役会において解任を決議し、株主総会に付議することとしております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補者は、選任および解任を提案する株主総会の招集通知株主総会参考書類の取締役選任議案、監査役選任議案にて開示しております。

【補充原則3 - 1 - 3 サステナビリティについての取組み等】

< サステナビリティについての取組み >

当社は、自社の蒸留等の精製技術を通して、社会の様々な課題の解決を目指し、世の中に貢献する取り組みを実践してまいります。

当社における、サステナビリティを巡る取り組みに関する重点項目として、以下のとおり設定しております。

(重点項目)

- ・地球環境にとって、負荷低減につながる生産や開発を行う。
- ・顧客にとって、取引を継続したいサービスを提供する。
- ・社員にとって、働き続けたい職場とする。

< 人的資本、知的財産への投資等 >

社員の継続的な自己研鑽を支援するため、研修費用補助及び資格取得支援等の制度を設け、人的資本への投資を行っております。また、社外と共同研究を行う等、知的財産への投資も行っております。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲、概要】

当社の取締役会は、法令及び定款で定められた事項を決議するほか、取締役会の判断により重要事項と位置付けられるものについても取締役会規程に定め決議を行うこととしています。これら以外の業務執行の決定については、決議権限を明確にした社内規程をもって、取締役会から経営陣に対し適切に権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図っています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の候補者は、会社法上の要件や東京証券取引所の独立役員の基準を満たすことを前提に、豊富な経験により、専門的な知見や経営に関する知見を有した人物を選定しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性、規模に関する考え方】

当社の取締役は、当社グループの経営の基本方針を策定し、適切な経営を行うため、経営経験、営業・マーケティング、製造・技術、財務・会計、法務・リスクマネジメントの各項目の観点で、高度な専門的知識と高い見識を有する者を選任することとしております。

当社の取締役会の人数は3名以上8名以下とし、そのうち2名以上は、独立社外取締役とし、全ての取締役の任期は1年であり、毎年、株主総会決議による選任の対象となります。

取締役会を構成する役員のスキルマトリクスにつきましては、「第61期定時株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。

(<https://www.osaka-yuka.co.jp/ir/news/>)

【補充原則4 - 11 - 2 取締役の他の上場会社の役員兼務状況】

取締役・監査役の重要な兼職の状況は、招集通知や有価証券報告書において毎年開示しております。特に非常勤の社外役員(候補者)に対しては、取締役会及び監査役会(社外監査役のみ)への出席率が原則100%確保できることを確認しております。当社以外の社外役員等の兼職(上場企業の役員就任)については、当社取締役会への出席率が100%であることから、役員としての職務に専念できる時間を捻出できており、他の会社の役員を兼任する数は合理的な範囲内であるとと考えております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性の分析・評価、結果概要の開示】

当社は、社外役員を含む全ての取締役及び監査役に対し、取締役会の構成、取締役会の運営、取締役会の議論、取締役会のモニタリング機能、取締役及び監査役に対する支援体制、トレーニング、株主(投資家)との対話等を質問項目として、毎年1回アンケートを実施しております。

2022年10月に実施したアンケートの回答を基に、取締役会の実効性評価・分析を行った結果、取締役会の運営について総合的に評価が高いことが確認されたことを踏まえ、前年度に引き続き概ね取締役会の役割・責務を適切かつ実効的に果たしていると評価いたしました。

なお、前年度に認識した課題である取締役会の構成、経営陣の報酬決定方法および収益力・資本効率等を意識した経営戦略・経営計画に関する審議の充実については引き続き改善に取り組んで参ります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たすうえで必要となるトレーニングの機会を継続して提供しております。新任役員に対する外部研修のほか、法令の遵守及び経営に関する有用な情報等を取得する機会を提供し、その費用を当社にて負担しております。また、社外役員に対しては、これらに加え、当社グループの経営戦略や事業の内容等の理解を深めるため、就任時に説明を行うとともに、適宜事業所の見学等を行っております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社のIR活動は、業務部をIR担当部署とし、株主や投資家からの対話(面談)の申込みに対しては、インサイダー情報の漏洩防止に留意しつつ、合理的な範囲内で真摯に対応しております。対話において把握したご意見・要望は、その重要性に応じて、取締役会へ報告を行っております。また、経営トップが出席する決算説明会を年に1回開催し、説明会動画を自社Webページへ掲載する等により、情報開示の充実にも努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
堀田哲平	234,000	22.03
上田八木短資株式会社	48,700	4.59
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	46,900	4.42
堀田修平	40,000	3.77
野村直樹	20,800	1.96
島田嘉人	20,300	1.91
かねまた運輸倉庫株式会社	20,000	1.88

恩田徹	16,600	1.56
大阪油化工業社員持株会	16,124	1.52
富士谷洋三	15,000	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

- 大株主の状況については、2022年9月30日現在の所有株式数及び割合を記載しております。
- 所有株式数の割合は、自己株式(11,506株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 スタンダード
決算期	9月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している

社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橋森 正樹	弁護士											
今庄 啓二	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋森 正樹		-	橋森正樹は、弁護士としての豊かな経験により法律に関する相当程度の知見を有しており、その知識・経験に基づき、適宜助言又は提言を得るため、社外取締役に選任しております。 なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
今庄 啓二		-	今庄啓二は、経営者としての豊かな経験により経営に関する相当程度の知見を有しており、その知識・経験に基づき、適宜助言又は提言を得るため、社外取締役に選任しております。 なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査担当者から内部監査の状況に関して報告を受けるとともに、会計監査人と会計監査の実施状況等について意見交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。
 さらに、監査役、会計監査人及び内部監査担当者による四半期に一度の定期的な会合の開催により、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塩谷 広志	他の会社の出身者													
田積 彰男	他の会社の出身者													
中辻 洋司	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塩谷 広志		-	塩谷広志は、長年にわたる経理業務経験により財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知識・経験に基づき、適宜助言又は提言を得るため、社外監査役に選任しております。 なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
田積 彰男		-	田積彰男は、長年にわたる化学プラント業界経験により化学プラントに関する相当程度の知見を有しており、その知識・経験に基づき、適宜助言又は提言を得るため、社外監査役に選任しております。 なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

中辻 洋司	-	<p>中辻洋司は、長年にわたり大学教授として化学分野に携わってきた経験により、化学に関する相当程度の知見を有しており、その知識・経験に基づき、適宜助言又は提言を得るため、社外監査役に選任しております。</p> <p>なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。</p>
-------	---	---

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、2018年12月20日開催の第57期定時株主総会において、その上記の報酬限度額とは別枠で、当社の取締役(社外取締役を除く)を対象とした譲渡制限付株式の付与のための金銭債権報酬制度の導入が承認されております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定しております。

ストックオプションの付与対象者	従業員
-----------------	-----

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

従業員に対して、業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保するため、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <small>更新</small>	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬を含む体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額30万円を上限に割り当てることといたします。

具体的な割当株式数の算定及び支給時期については、取締役会で決定するものとしております。

4. 金銭報酬の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、在任年数等を考慮して決定するものとしております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長堀田哲平がその具体的内容の決定について委任を受けるとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分としております。この権限を委任した理由は、当社の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためです。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、上記の委任を受けた代表取締役社長は、社外取締役の意見を考慮して決定しなければならないことと定めております。なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは業務部にて行っております。取締役会付議事項につきましては、業務部より資料を事前に配布し、検討をする時間を十分に確保するとともに、必要に応じて業務部が事前説明を行っております。また必要に応じて適宜、電子メールや電話などにより情報伝達を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役及び取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 堀田哲平を議長とし、専務取締役野村直樹、専務取締役島田嘉人、取締役(以下同じ)戸村吉裕、橋森正樹、今庄啓二の合計6名(うち社外取締役は橋森正樹、今庄啓二の2名)により構成されており、取締役会規程に則り、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、業務執行の決定を行うとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役3名(うち社外監査役3名)が出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。

監査役及び監査役会

当社の監査役会は常勤監査役 塩谷広志、非常勤監査役 田積彰男、中辻洋司(うち社外監査役は塩谷広志、田積彰男、中辻洋司の3名)により構成されており、毎月1回の他、必要に応じて監査役会を開催しております。監査役は、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席する他、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

経営会議

代表取締役社長が諮問する機関として経営会議を設置し、月1回の定例経営会議を開催しております。経営会議は取締役、監査役、その他代表取締役社長が承認した者をメンバーとして経営上の重要な課題等につき意見交換を行い、代表取締役社長に対し意見の答申を行っております。

内部監査担当者

当社は、独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長が任命した専任の内部監査担当者2名が、内部監査規程に基づき監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査担当を任命し、対応を行っております。また、外部の視点からの経営監督機能を強化するため、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第61期定時株主総会(2022年12月22日開催)に係る招集通知の発送は、法定期日より1日早めて行いましたが、引き続き早期発送に取り組む予定です。

集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加いただけるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意して取り組みます。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。
その他	特記事項はありません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成、当社ホームページで公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりませんが、個人投資家向けオンライン会社説明会の開催等を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算発表時の年1回開催を予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項として考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	業務部	
その他	特記事項はありません。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コンプライアンス行動規範」で、広く社会にとって有用な存在であり続けるため、ステークホルダーを尊重し、社会的責任を果たしていく旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「コンプライアンス行動規範」で、株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する旨、規定しております。
その他	特記事項はありません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において定め、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、下記のとおり内部統制システムの整備を行っております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その運用状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行っております。

(b)監査役は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。

(c)コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が遵守すべき規範として「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動規範」を定め周知徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持、意識の向上に努めております。

(d)内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを監査し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社においては、取締役の職務執行に係る情報は、取締役会その他重要な会議に関する議事録及び稟議書等の文書（電磁的記録を含む。）として記録し、社内規程に基づきそれぞれ適切な年限を定めて保存及び管理する体制としております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、「リスク管理規程」を定め、必要に応じてリスク管理委員会を設置し、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを未然に防止するように努めるとともに、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる体制としております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、原則として毎月1回開催の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を行い、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としております。また、取締役会の意思決定に基づく業務執行については、社内規程において職務分掌及び責任権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを確保する体制としております。

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置くこととしております。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保することとしております。

f. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a)「グループ管理規程」を定め、子会社が業務執行の状況を当社に報告することとしております。

(b)子会社における経営上の重要事項については、「グループ管理規程」に基づき、当社の事前承認を要することとしております。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査役会又は監査役に報告しなければならないこととしております。また、監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止することとしております。

h. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

(a)監査役は、代表取締役社長と定期的な会合をもち、経営方針、会社の対応すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換することとしております。

(b)重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会の他、重要な会議に出席でき、また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供することとしております。

(c)監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

i. 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

当社の財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制を整備しております。

j. 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

(a)当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断しております。

(b)当社は、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行っております。

- ・反社会的勢力対応部署の設置
- ・反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の構築
- ・外部専門機関との連携体制の確立
- ・反社会的勢力対応マニュアルの制定
- ・暴力団排除条項の導入
- ・その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針を取締役に決議しており、反社会的勢力との絶縁を掲げております。社内体制としましては、反社会的勢力からの接触に対する対応部署を業務部とし、マニュアルの整備及び周知徹底を行うとともに、大阪府暴力追放推進センターに加入し、これらの主催する講習会等にも参加し、反社会的勢力に関する情報を収集し、組織的に適切な処置をとる体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

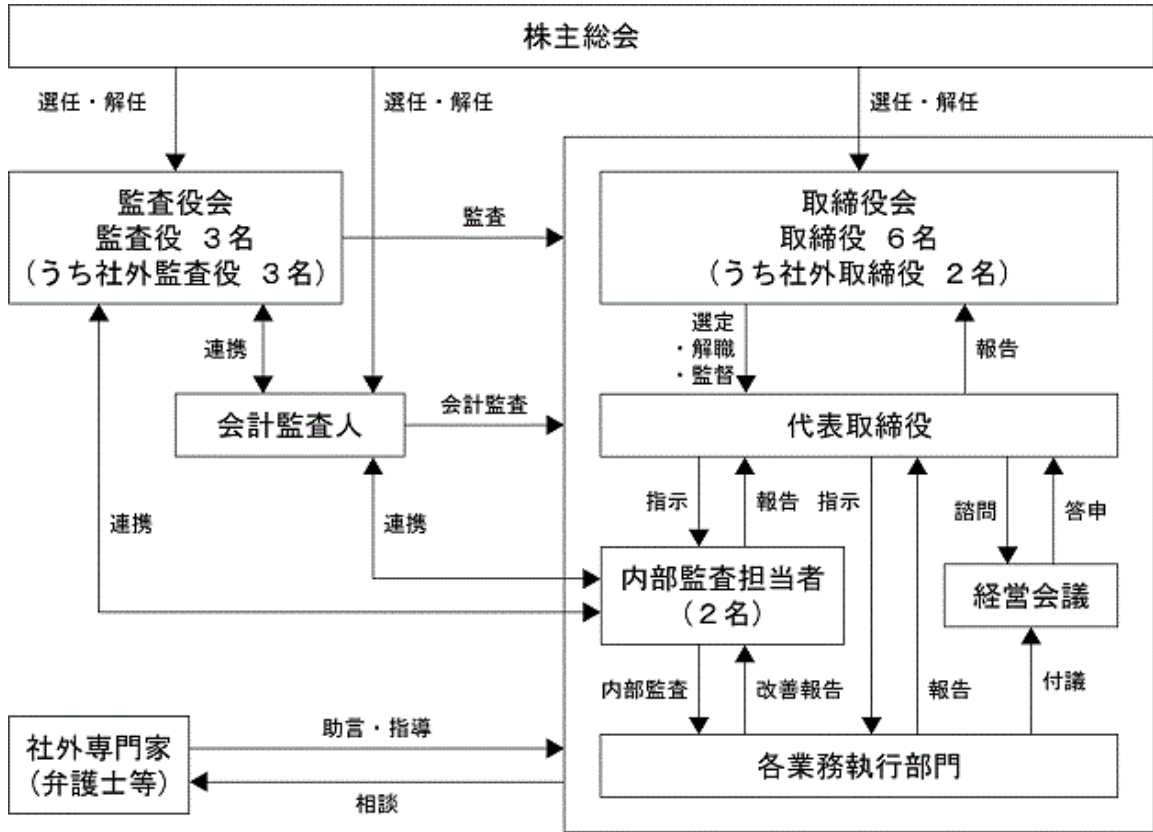
なし

該当項目に関する補足説明

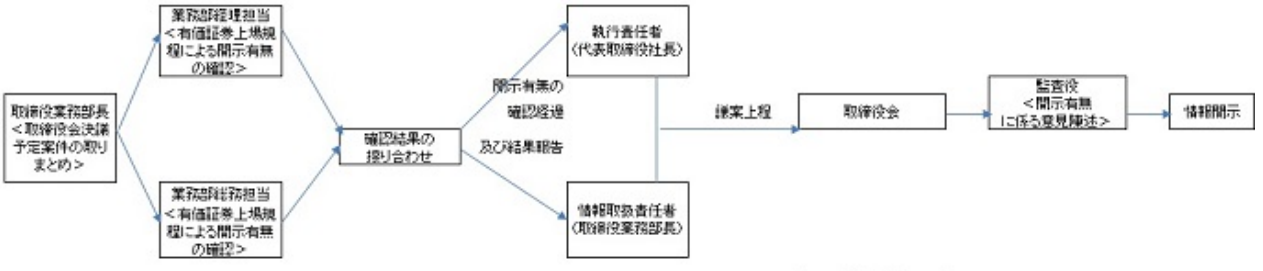
特記事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



<当社に係る決定事実・決断に関する情報等>



<当社に係る発生事実にに関する情報>

